

令和4年 山梨県最低賃金改正決定の審議状況

1 審議等の経過

山梨労働局では、毎年、山梨県最低賃金の見直しのため、山梨地方最低賃金審議会に対して調査審議を求め（諮問）、同審議会の意見（答申）を尊重して最低賃金の改正を行っています。

令和4年は、7月5日に改正決定に係る諮問を行い、8月23日に「1時間898円」に改正決定すべきとの答申を受けました。

この答申を受けて山梨労働局では、答申内容について意見を求める公示を行ったところ、5つの労働組合から異議申出書の提出があったため、9月8日に開催した同審議会において、これらの異議の申出の取扱いについて諮問し、同審議会で慎重に審議を行った結果、「8月23日付け答申どおり決定することが適当である。」との結論に達し、その内容の答申を受けました。

山梨労働局では、山梨県最低賃金について、答申どおり「1時間898円」に改正決定することとし、官報公示等諸手続きを行いました。

官報公示は9月20日を予定しており、効力発生日は官報公示から30日後の令和4年10月20日からを予定しています。

2 審議の状況（写真）



審議の様子



審議の様子



山梨県最低賃金の改正決定について、諮問を行う山梨労働局長（写真右）（7月5日）



異議申出について、諮問を行う山梨労働局長（写真右）（9月8日）